広島県報

号外

第 129 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部 総務管理局文書法制室
購読料 月額 2，700円

目次

告示

▽許可をすべき皆伐面積の限度……（治山室）……一

告示

広島県告示第八百九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によって、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成十八年九月一日

広島県知事　藤田雄山

一　水源かん養保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包括市町名	皆伐面積の限度（ヘクタール）
太田川	上水内川	広島市（旧湯来町）、廿日市市吉和	七八九・八八
〃	小瀬川上流	廿日市市（旧佐伯町）	三三二・三四
〃	太田川上流	山県郡安芸太田町・北広島町（旧芸北町・旧豊平町）	二、一二八・三四
〃	太田川下流	広島市（東区旧安芸町・安芸区船越町・旧瀬野川町・阿戸町・旧矢野町・安佐北区白木町・佐伯区を除く。）	一三三・九二
〃	可愛川	山県郡北広島町（旧大朝町・旧千代田町）	四四九・四一
〃	三篠川	広島市安佐北区白木町	三三五・一四
江の川上流	〃	安芸高田市向原町	
〃	生田川	安芸高田市（向原町を除く。）	七三七・六九
〃	神野瀬川	三次市（甲奴町を除く。）、庄原市高野町	一、八一九・三〇
瀬戸内	〃	世羅郡世羅町（旧世羅西町）	
江の川上流	西城川～比和川	庄原市（東城町・高野町・総領町を除く。）	一、三八四・九五
〃	東城川	庄原市東城町	
〃	甲奴地区	庄原市総領町、三次市甲奴町	三六五・五〇
瀬戸内	〃	府中市上下町	三二七・六四
高梁川上流	神石地区	神石郡神石高原町	七六八・六四
瀬戸内	芦田川	福山市（内海町を除く。）、府中市（上下町を除く。）	三一七・〇二
〃	世羅台地	世羅郡世羅町（旧世羅西町を除く。）	一九〇・五六
〃	尾道地区	尾道市（向東町・旧因島市・瀬戸田町・向島町を除く。）、三原市久井町	三・五四
〃	沼田川上流	東広島市高屋町・福富町・豊栄町・河内町、三原市大和町	一八八・九八
〃	黒瀬川上流	東広島市（高屋町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。）	六三・五四
〃	三津地区	呉市川尻町・安浦町、東広島市安芸津町、竹原市	二二・三六
〃	瀬野川	呉市（下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町を除く。）	
太田川	〃	広島市（東区旧安芸町・安芸区船越町・旧瀬野川町・阿戸町・旧矢野町）、安芸郡府中町・海田町・熊野町・坂町	二五・八六

二　土砂流出防備保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
高梁川上流	神石郡神石高原町（旧油木町）	一・八二
〃	神石郡神石高原町（旧神石町）	〇・八六

〃	〃　神石高原町（旧豊松村）	〇・四八
〃	〃　神石高原町（旧三和町）	二二・九三
江の川上流	三次市（甲奴町・君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町を除く。）	二五・七二
〃	三次市甲奴町	一七・〇四
〃	三次市君田町	六・三〇
〃	三次市布野町	一二・九三
〃	三次市作木町	四・一六
〃	三次市吉舎町	一四・五五
〃	三次市三良坂町	三・七四
〃	三次市三和町	一七・八二
〃	庄原市（総領町・西城町・東城町・口和町・高野町・比和町を除く。）	二六・四八
〃	庄原市総領町	〇・五六
〃	庄原市西城町	八・一二
〃	庄原市東城町	三三・五四
〃	庄原市口和町	一〇・八八
〃	庄原市高野町	一六・四二
〃	庄原市比和町	一八・七八
〃	安芸高田市吉田町	三六・四八
〃	安芸高田市八千代町	二六・六八
〃	安芸高田市高宮町	一九・三六
〃	安芸高田市甲田町	一三・三四
〃	安芸高田市向原町	四六・一六
太田川	広島市（旧湯来町を除く。）	五五六・七八
〃	広島市（旧湯来町）	五七・一五
〃	大竹市	一五二・六九
〃	廿日市市（吉和・旧佐伯町・旧大野町・宮島町を除く。）	七一・〇二
〃	廿日市市吉和	〇・八四
〃	廿日市市（旧佐伯町）	一三九・二四
〃	廿日市市（旧大野町）	二三五・〇一

〃	安芸郡府中町	一八・八四
〃	海田町	一一・〇〇
〃	熊野町	五三・七〇
〃	坂町	二四・四四
〃	山県郡安芸太田町（旧加計町）	四九・五二
〃	安芸太田町（旧筒賀村）	一三・六六
〃	安芸太田町（旧戸河内町）	三六・五〇
〃	北広島町（旧芸北町）	三・一〇
〃	北広島町（旧大朝町）	二二・二〇
〃	北広島町（旧千代田町）	二四・一九
〃	北広島町（旧豊平町）	一〇・三四
瀬戸内	呉市（下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町を除く。）	二一七・三三
〃	呉市下蒲刈町	二・七二
〃	呉市川尻町	四五・九四
〃	呉市音戸町	一・五六
〃	呉市倉橋町	二五・〇八
〃	呉市蒲刈町	一・二六
〃	呉市安浦町	七二・二四
〃	呉市豊浜町	〇・七八
〃	呉市豊町	〇・三六
〃	竹原市	一七六・三九
〃	三原市（大和町・本郷町・久井町を除く。）	二六三・八二
〃	三原市大和町	一一四・四六
〃	三原市本郷町	一二七・八四
〃	三原市久井町	七五・四九
〃	尾道市（旧因島市・瀬戸田町・御調町・向島町を除く。）	一二三・一〇
〃	尾道市（旧因島市）	八・三八
〃	尾道市瀬戸田町	七・〇二
〃	尾道市御調町	一二七・七〇
〃	尾道市向島町	一・二二

三　干害防備保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
〃	福山市（内海町・新市町・沼隈町・神辺町を除く。）	二一〇・九五
〃	福山市内海町	一五・七六
〃	福山市新市町	一六・八一
〃	福山市沼隈町	四一・一三
〃	福山市神辺町	六〇・一五
〃	府中市（上下町を除く。）	五五・一八
〃	府中市上下町	四二・八〇
〃	東広島市（旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。）	三一九・七六
〃	東広島市（旧黒瀬町）	六三・四七
〃	東広島市福富町	二一・八〇
〃	東広島市豊栄町	五〇・七七
〃	東広島市河内町	九八・〇七
〃	東広島市安芸津町	六〇・九〇
〃	江田島市江田島町	四一・四〇
〃	江田島市能美町	四・一二
〃	江田島市沖美町	二九・三八
〃	江田島市大柿町	九・六〇
〃	豊田郡大崎上島町（旧大崎町）	五・四四
〃	〃　大崎上島町（旧東野町）	〇・〇一
〃	〃　大崎上島町（旧木江町）	七・八四
〃	世羅郡世羅町（旧世羅西町・旧甲山町を除く。）	七四・九一
〃	〃　世羅町（旧世羅西町）	二四・〇八
〃	〃　世羅町（旧甲山町）	一八二・六九
瀬戸内	府中市上下町	三・〇〇
〃	東広島市（旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。）	七・五〇

四　保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
高梁川上流森林計画区	一・七四
江の川上流森林計画区	三一・三一
太田川森林計画区	二七二・二一
瀬戸内森林計画区	一三二・一三